

令和元年第4回太良町議会（定例会第2回）会議録（第4日）						
招集年月日	令和元年6月7日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和元年6月14日	9時35分	議長	坂口久信	
	閉会	令和元年6月14日	11時3分	議長	坂口久信	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席10名 欠席0名 欠員1名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	待永 るい子	出	7番	平古場 公子	出
	2番	竹下 泰信	出	8番	川下 武則	出
	3番	欠員		9番	久保 繁幸	出
	4番	坂口 久信	出	10番	末次 利男	出
	5番	江口 孝二	出	11番	下平 力人	出
	6番	所賀 廣	出			
会議録署名議員	10番	末次 利男	11番	下平 力人	1番	待永 るい子
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 西村 芳幸		(書記) 中村 誠			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長 副町長 教育長 総務課長 財政課長 企画商工課長 町民福祉課長 健康増進課長	永淵 孝幸 每原 哲也 松尾 雅晴 田中 久秋 西村 正史 津岡 徳康 田中 照海 大岡 利昭	環境水道課長 農林水産課長 税務課長 建設課長 会計管理者 学校教育課長 社会教育課長 太良病院事務長	浦川 豊喜 川島 安人 安西 勉 田崎 一朗 小竹 善光 中川 博文 峰下 徹 井田 光寛		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年6月14日（金）議事日程

開 議（午前9時30分）

- 日程第1 報告第1号 平成30年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第2 議案第31号 太良町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第3 議案第32号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第33号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第34号 財産の取得について
- 日程第6 議案第35号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第7 議案第36号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第37号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第38号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第39号 平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第40号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 請願第1号 広葉樹植樹に関する請願について
- 追加日程第2 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書の採択に関する請願について
- 追加日程第3 意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について

午前9時35分 開議

○議長（坂口久信君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立をいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 報告第1号

○議長（坂口久信君）

日程第1. 報告第1号 平成30年度太良町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。進みますよ。

○8番（川下武則君）

昨年度、破瀬ノ浦のほうののり面と思うんですけど、今年度この1カ所だけですかね。まだことしの分といたしますか、令和元年度の分もありますかね。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

今年度分も予定しております。

以上です。

○8番（川下武則君）

令和元年度分も昨年同様4,000万円ぐらいの計画を立てていらっしゃいますか、どうですか。

○建設課長（田崎一朗君）

お答えいたします。

5,000万円の予定としております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、以上、報告第1号を終わります。

日程第2 議案第31号

○議長（坂口久信君）

日程第2. 議案第31号 太良町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

この森林環境譲与税の基金の条例についてお尋ねしますけれども、この事業の中身について森林整備及びその促進に関する施策に規定された財源ということになってますけれども、この森林の整備及びその促進に関する施策の具体的な内容について伺います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

使途につきましては、法34号で先ほど言われたように、森林の整備に関する施策とその他整備を行うべき人材の育成及び確保等がございますけど、実際、この条文を読む限りにおき

ましては、市町村は結構いろんな使い方ができるのかなと思っておりましたけど、1つ目の理由といたしまして納税者の使途に関するホームページ等で説明をせんばんということと、あと一つ、本法律の創設の趣旨を考慮いたしますれば、森林整備については施行日が平成31年4月1日と同一の新たに創設されました森林経営管理法で規定しております森林経営に適さないため、森林所有者の意欲が低い私有林の市町村による直接管理に充当するように県から指導を受けているところでございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

もう少し具体的にお願いしたいということと、今回譲与される森林環境税の太良町への配分額、あるいは県への配分額あたりはどうなっているのか伺いたいというふうに思います。

加えまして、配分される基準についてもどうなっているのか、どういう基準で配分されるのか伺いたいと思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

まず、配分額でございますけど、県のほうの試算でございますけど、令和6年度から森林環境税の徴収が始まります。譲与税につきましては、ことしの元年から譲与されますけど、ですから一気にふえるんじゃなくて、段階的に徴収額に合わせるように15年間で交付されるようになっております。具体的に申しますと、令和元年から令和3年までは太良町には400万円程度というふうに計算されております。それから、令和4年から徴収の始まる令和6年度までは600万円、それから令和7年から令和10年の4年間につきましては860万円、令和11年から令和14年の4年間につきましては1,110万円程度が交付されるように計画されており、15年の調整が終わった年度につきましては1,360万円で推移するというふうに計画をされております。

それであと一つ、配分の方法につきましてでございますけど、まず税の配分の第1の条件といたしましては、管内にある私有林の人工林面積を影響度が50%として、それから2番目に林業就業者数の影響が20%、それから人口割が30%の割り振りで交付されます。そのうち県へ1割、市町村へ9割交付されるようになっていくということでございます。そして、その交付の基準につきましては、各県の林業統計から算定されるということを知っております。なお、令和元年度の太良町のシェアにつきましては、約3.6%というふうになっておるところでございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

基金条例の第4条を見ますと、基金運用から生ずる利益は、予算に計上いたしまして、基金に繰り入れるということになってますけれども、基金の運用から生じる収益というのほど

のような収益が考えられるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（川島安人君）

主に預金利子ぐらいしかないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○10番（末次利男君）

今回は、森林環境譲与税の創設に伴う条例の制定を議案に上げてありますけれども、この制度の全体像といいますか、全体の概要といいますか、全体の趣旨といいますか、そういったものをまずお聞かせいただきたいと思います。多分地球温暖化に関するもんだろろうというふうな想像はいたしますけれども、よろしく。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

この法律ができた背景は、林業経営が近年個人的な経済合理性を失いつつありまして、その中で森林の所有者が管理にお金を使わないと、また相続等が発生した場合にたくさん分散して、その人たちがみんな関心がないという状態もあって、また相続人不存在という事案もございます。そういうことで、地域の手をかけない森林が全国的に非常にふえておりまして、そのために森林の多面的公益的機能が非常に劣化をしているということを鑑みまして、国のほうがこれを解決するためには、まず所有者以外の第三者が管理をするような仕組みをつくるということで、ここには上がっておりませんが森林経営管理法というものをつくっております。そのための財源確保が必要になってまいりますので、それが今回上がっております森林環境税及び太良町に来る森林環境譲与税ということになっております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

この我が町にしても山林の特別会計ですね、これが廃止されて、恐らく基金もまだそのまま温存されているというふうに考えます。1億8,000万円ぐらいありますかね。それも目的税でございます。それと、今回の譲与税につきましても、いわゆる目的税だろろうというふうに思いますけれども。先ほど課長が答弁されました、荒廃した民有林を主に整備するというにこの用途は限られていくというふうに言われましたけれども、もちろん佐賀県の中でも太良町は、恐らく民有林にしても公有林にしてもさほど手入れの行き届いてないところはないわけですね。そういったときにこの財源は、今400万円、600万円、800万円とずっと言われよりましたけれども、そのとおりに森林整備をするのか。いろんな条件があるようですが、ここら辺は基金との兼ね合いですね、育成基金との兼ね合い。これも基金として積み立てて、利子までもちゃんと基金に戻すんですよという積み立てるのは留保目的ですか、これ

は、作業目的ですか。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

先ほど議員さんがおっしゃるとおり、太良町の場合、ほかの市町に比べて、恐らく個人さんが管理をされていないという森林の面積の割合は非常に低いかと思えます。その中でも平成25年から県の森林環境税を財源としてしてございました事業で、個人さんの私有林を高野の奥地のほうで整備したりとかというふうなどに使っているように、この国の譲与税につきましても恐らくそういうのがたくさん出てくるのかなというふうに思えます。それはなぜかと申しますと、今後耕作困難であると思われる遊休農地が恐らくふえるのかなと、それが林地化するのかなというふうに考えます。ですから、積むだけじゃなくって、そういうとに對していろんな整備をしていかんばん可能性があるのかなということは今ちょっと考えております。この件につきましては、今後町の山林運営委員会等にもお諮りして、どのような方向で整備した方がいいのかにつきましては検討を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○10番（末次利男君）

まさに今課長が答弁されましたとおりですね私も、恐らく農地が500ヘクタール以上荒廃しているという中で、非常に条件不利な農地がいっぱいあるわけですよ。そこをそのまま放置するのか、あるいは何とか里山づくりという、仮にですね、ある程度すみ分けの対策とか、そういったものに傾注されれば非常にいいかなという思いで質問をしたわけですが、育成基金もあるし、この譲与税もありますので、今後当然農業振興ということであれば、どうしても有害鳥獣の対策もあわせてやらなければ絵に描いた餅になるわけですので、この辺は十分考慮しながらこの山林のあり方というのを検討していただきたいと思えます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第31号 太良町森林環境譲与税基金条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第32号

○議長（坂口久信君）

日程第3．議案第32号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○2番（竹下泰信君）

今回、太良町の条例第5号の8条に次の1項を加えるということで、勤務時間以外の時間における勤務に関し、必要な事項は規則で定めるという1項を加えるということの説明がありました。この必要な事項というのは、主な内容はどうなっているのかお尋ねしたいというふうに思います。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

今回の働き方改革等々の関係で労働時間の規制によるもので、規則で定めるようにしております。時間外の勤務を命ずる時間について上限を設ける内容としております。

大きく3項目ございますけれども、まず原則として一月の時間外勤務を命ずる時間として45時間というふうなことでございます。1年間において360時間を上限とするといった内容でございます。

2つ目としましては、予見することのできない業務の大幅な増加等の場合は、臨時的に急遽45時間を超えて命令をすることができる時間として1カ月につき80時間で、あと年間にして720時間としております。一月45時間を超える月数につきましては、6カ月を限度とするといった内容が2つ目でございます。

もう一つ、3つ目としましては、大規模災害等々が起きた場合の業務に当たるためにつきましては、先ほど言いました1項目めと2項目めの内容に関係なく命令ができる、それを超える時間を命令することができるといった内容になっております。あと、4項目めとしましては、先ほどの大規模災害等の場合においても極力最小限に努めるといった内容で4項目めとして掲げております。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

今回加えられた内容の中で上限があったんですけども、命令方法あたりもそれに伴って変更があるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（田中久秋君）

お答えします。

命令系統については、特段変更はございません。各課の課長が命令をするといった内容でございます。ただ、大規模災害等の場合は町長が命令するというような形になっております。以上です。

○2番（竹下泰信君）

それ以外のことで突発的なところも発生するということも考えられますけれども、この月45時間をオーバーするようなことが考えられる場合の対応というのは考えておられるのかどうかお尋ねします。

○総務課長（田中久秋君）

お答えします。

先ほど申し上げました2項目めのそういった場合においては、1カ月について80時間を限度とするといった内容になっております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第32号 太良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第33号

○議長（坂口久信君）

日程第4. 議案第33号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第33号 太良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第5 議案第34号

○議長（坂口久信君）

日程第5. 議案第34号 財産の取得についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

業務用のパソコン130台ということで、3市3町で共有する問題ということで、県のICT機構のほうで用意をされたということでございますけれども、この3市3町というのはどこで、3市3町合わせて何台のパソコンを調達されたのかお伺いしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

3市3町につきましては、多久市、小城市、嬉野市、吉野ヶ里町、江北町、太良町、以上でございます。

台数につきましては、3市3町合わせまして総台数が1,390台でございます。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

それでは、町だけで単独で買われる130台と、それから3市3町で買われる場合の値段の対比といいますか、そういうのはされたのか。あるいは、3市3町で購入することによってどれだけの分が安く購入できたのか、その辺のことをお伺いしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

共同調達をした場合と単独の町で購入した場合の差額で、どれだけの差があるかという御質問ですが、これは、申しわけございませんけれど、やってみないとわからないというところがあります。ただし、確実に3市3町で共同調達をいたしますと購入の規模が大きくなりますので、1台当たりの単価は相当下がっていくということが予想されるということから、共同調達を行ったものでございます。

なお、この共同調達につきましては、先ほど申し上げましたとおり総台数1,390台でICT推進機構のほうで入札を行っていただいたわけですが、予定価格を2億2,249万3,651円という予定価格を立てていただいております。それに対しまして、落札額が1億7,967万2,688円でございますので、予定価格に対しまして8割ほどの値段で落ちたということになります。ですので、これをそのまま太良町に置きかえて考えますと、大体1,900万円ぐらいかかる予定価格で設定したものが1,540万円ほどで落札できたというふうに、単純に逆算しての推測値ではございますけれど、それぐらいの価格で、価格差としては370万円ぐらいは予定価格よりも安く調達できたものというふうに担当課では考えておるものでございます。

以上でございます。

○1番（待永るい子君）

予算額を130台で割りましたら11万8,950円、単純にそういう数字が出てきまして、1台当たりのパソコンの料金が安いのか高いのか、素人目にはあれでございますけれども、その辺と、それから3市3町をまとめた佐賀県ICT推進機構ってところに入るというか、そこがどういう役目をして、リベートを取られるのか、まとめた分でそういうことをされているのか、その内容についてお伺いをしたいと思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

今回調達いたしましたパソコンにつきましては、定価ベースでいきますと28万円相当のパソコンでございますので、それが11万円程度で調達できたということで、安価に調達できたものというふうに自負をしているところでございます。

なお、ICT推進機構につきましては、太良町を初め県内の自治体が全て負担金を出して実施をいたしております共同の協議会でございますので、リベート等は発生いたしておりません。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

この台数130台なんですが、耐用年数は何年ぐらい思っておられるんですかね。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

大体業務用のパソコンは、耐用年数表を見ますと4年というふうに表示をされてるところです。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

4年ですね。そんなもんですかね。

それで、今までウイルス等の侵入があったとか何とかそういう事例はないわけですかね。それから、もちろん庁舎の品物ですので、個人的にファイルとか何とか持ち出し等々はないと言われると思うんですが、そういう事例も今まではあったことはないですかね。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

現在のところウイルスの侵入等による被害はあったことがありません。それと、ファイル等の無断持ち出しにつきましても、事例については報告はなされていないというところがございます。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

故障した場合はどのような保障をするのか。自分たちでしなきゃいかんのか、ICTの推進機構にさせていただくのか、自分たちの責任になるわけですかね。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

あくまでもICT推進機構は共同調達のための入札業務をしていただいたにすぎないということでございますので、パソコンにつきましては太良町の財産になります。したがって、修理の必要が発生した場合は、太良町が負担するというものでございます。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○2番（竹下泰信君）

今回、基本ソフトのウィンドウズ7のメーカーサポートが来年1月14日に終了することからというような理由を上げておられますけれども、ウィンドウズ7の基本ソフトを更新するだけでもよかったのではないかというふうに思いますけれども、パソコンを同時にかえられた理由について伺います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

基本ソフトがウィンドウズ7からウィンドウズ10に切りかわるということでパソコンの更新をすることになったわけでございますけれども、日々オペレーションシステムというのは非常にプログラムが複雑で重くなります。そうすると、どうしてもパソコンを駆動させるための基本的なエンジンの部分が古いパソコンでは不足してしまう。結局のところ円滑な事業ができないということでございますので、この機に新しいパソコンにかえて、円滑な業務を進めさせていただきたいということで更新をしたものでございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

このパソコン130台というのは、全職員対象としたパソコンの更新ということでもいいのかどうかということと、年次ごとに例えば3割ぐらいを順次更新していくというような方法もあろうかというふうに思いますけれども、もし全職員対象ということであれば、一括して更新された理由というのは何かあるのかどうかお尋ねします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

130台につきましては、職員全員のパソコンということでございます。

それと、順次に例えば30台ずつとか50台ずつとかに区切って更新をすれば、単年度のお金の費用が安くて済むから、財政的にも厳しくないというふうな御指摘だと思います。今回に限って申し上げれば、オペレーティングシステムがウィンドウズ7からウィンドウズ10にかわってしまうというところで、どうしてもそのままウィンドウズ7を使い続けていくと、今後マイクロソフト社からのウイルス侵入へのパッチって言いますけれども、継ぎはぎをして穴を塞いでいく作業になるんですけど、ウイルスが入らないように、そういった対応がしてもらえなくなってしまう、1月以降は。そうすると、非常に外部からの侵入に対して脆弱になってしまって、自治体の業務に支障を来すというふうなことでございますので、一括で購入をするということで御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第34号 財産の取得について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第6 議案第35号

○議長（坂口久信君）

日程第6．議案第35号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第35号 杵藤地区広域市町村圏組合規約の一部を変更する規約について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第7 議案第36号

○議長（坂口久信君）

日程第7. 議案第36号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（待永るい子君）

一般管理費の中の事務嘱託員報酬についてお伺いをしたいと思います。

これは、過去に一度引き下げられた経緯があると思います、行財政改革のときに。そのときの割合と、それから今回増額された割合についてお伺いをしたいと思います。

○総務課長（田中久秋君）

お答えをいたします。

事務嘱託員さんにつきましては、かなり業務量がふえてきたといったことで今回増額を提案をしているところでございますけれども、増額の割合は行革で削減前の状態までに引き上げたということで増額になってまいります。

以上です。

○1番（待永るい子君）

それでは、行財政改革のときに減らされたというか、そのときの三役の方たちとか、そういう方たちのはいつ戻されたんでしょうか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

手元資料を持ちませんが、28年1月に戻したというふうな記憶をしております。

以上です。

○1番（待永るい子君）

この事務嘱託員って、これ多分区長さんたちのことかなと思いますけれども、各地元で各地区で地元の住民の皆様のことを一生懸命お世話をしてくださっているという部分があると思いますので、そういう方たちのをなぜ三役と一緒に上げなかったのか、またなぜ今ここでこのタイミングなのかについてお伺いをしたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

お答えいたします、私のほうから。

実は、我々のとも当初はこの行革で平成18年から減額されとったわけですが、ほかの市町は4年後に戻されていたわけですね。それをしてなかったというなことで、8年おくれですかね、多分今言うた27年ぐらいからだったと思います。そのとき本当は区長さんのとも、そのとき行財政改革でまず一律10%ぐらいカット、ずっと下げてきたわけですよ。そして、補助金とか何かも削減したりとか、いろいろな事業ももう削減しております。先ほど来言っております、敬老祝金もその時点で廃止してあるわけですね。ですから、本来ならそこら辺で、気づいた時点で戻していくべきじゃなかったかと思いますが、最近になって区長さんのほうから配布物もふえたとか調査もふえたてきたと、そいけん三役も報酬を戻しとつたいえて、そいけんが我々とも戻してくれんかのうと実際、要望があったわけですよ。そういった中で、確かに平成18年から今日までそのままの状態だったもんですから、じゃあ区長さんたちもいろいろ御苦労かけてるからてなことでですね17年当時に戻そうということで、今回お願いしたところでございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

この246万7,000円、どのような配分方法をされたのか。55区ありますけど、人口割、戸数割、距離割、どのような割でまた増額になったのか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

予算の範囲内でまず基本割を100分の25、世帯割が100分65、あと距離割で100分の10といった割合で案分をして支給をしております。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

今一番少ないところで5戸か6戸ですかね、行政区でですね。それと、道越のほうで二百四十数戸ですか。大きいのと少ないのとでどれくらいの差が出ておりますか。

○総務課長（田中久秋君）

お答えいたします。

大体最大と最小で比較しますと130万円程度の差がございます。

以上です。

○9番（久保繁幸君）

そしたら、130万円というのは、今までは多分道越の区は120万円程度の配分やったと思うんですよ。ほんなら120万円、年間ね、じゃなかろうかというふうに考えております。130万円ということは、差が30万円ということは、物すごくまた上がってるんじゃないですか、違いますか。それは、どういうふうなのかですよ。

○総務課長（田中久秋君）

お答えします。

ただいま申し上げましたのは総額での比較ですので、今回の増額分の割合では13万円程度の差になります。

○議長（坂口久信君）

よかですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○6番（所賀 廣君）

14ページの企画財政管理費、委託料のところ質問したいと思います。

サイン改修委託料280万円、まずこれはどこの分を指してるのかお尋ねします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

サイン改修の委託料につきましては、まず大浦漁協のところ、それと大浦中学校、白浜海水浴場、多良小学校それと中山キャンプ場、健康の森公園、多良駅、肥前大浦駅でございます。

以上でございます。

○6番（所賀 廣君）

今7カ所か8カ所のサインを言われましたが、全体的に見て町にいろんなところに点在してると思いますが、大小さまざまということもあるでしょうが、何カ所これはありますか、町内でそういったいろんなサインポールのなもの。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えします。

今、全体のサインの総数につきましては、申しわけございません、資料を持ってきておりませんので、あとだってでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

申しわけございません。

○6番（所賀 廣君）

相当な数があると思いますが、町内を動いてますとぱっと目につく、きれいなところもあれば相当汚れとるなど感じるようなところがあります。この辺はある意味太良町の顔といっ

でも過言じゃないような気がしますので、できたら定期的にメンテナンス、どなたかに依頼するのか、あるいはみんなでやろうかというふうにされるのかわかりませんが、随分ひどく汚れとるところもあります。この辺はもっときれいにさせていただいて、新町長体制にもなつたし、令和にもなつたし、新しい気持ちというふうなことで、ぜひその辺の清掃を心がけていただきたいと思いますが、どうですか。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

御提言につきましては前向きに検討いたしまして、太良町内のサインの清掃につきましては励行していきたいというふうに思います。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

このサイン、県には景観条例というのがあるんですが、これにはかからないわけなんですかね、景観条例。というのは、私らには物すごく厳しく言うてくるんですよ。あちこち皆さん立てておられるんですが、町の中やったら、もうごちゃごちゃしたところやったら迷惑でもなろうでしょうけど、我々はお客様に対して道案内と思って立ててるんですけどね。それで、町もそのような感じだと思うんですが、県の景観条例にはこれはかからないのかお尋ねいたします。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

県の景観条例につきましては、太良町のサインにつきましては公共施設の案内ということでございますので、その件につきまして県から何か言われるというふうなことは今のところあってございません。

以上でございます。

○9番（久保繁幸君）

うちあたりにも大分そういうところの施設等々の看板があると思うんですが、幾ら申請して幾ら取られるのか私もその小さいところはわからないんですが、都会と田舎とは考えていただくような何かの折に町長提言をしていただいて、田舎は田舎なりの道案内、道しるべということで、その辺は若干緩和をしていただきたいということをお願いいただければ、前の小さな時代にこれは決められたんですね。県の人から言わせたら、今カーナビがあるけんよかろうもんとか言います。そいばってん、カーナビば使いつしゃらんお年寄りなんかはわからんですよ、どこにどがんのあつとかて。そういうタイミングがあれば、そういうふうな助言もしていただいて、どういうふうな方向性になるかわかんないんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○2番（竹下泰信君）

同じく、14ページの地域公共交通利用助成事業委託料について、360万円ですけれども、これについてお尋ねをしたいというふうに思います。

これにつきましては、この前の全協の中でも説明がありましたように、廃止路線の代替バスが廃止されることに伴って、タクシー券の配布をしたいということでしたけれども、この対象者につきましては65歳以上の住民で、3,231人ほどの対象者がいるというふうなことでしたけれども、65歳以下の人でも交通弱者と言われるような人がいるんじゃないかならうかと。もし、いた場合にその辺の対象をどうするのか。また、同居する家族に自動車運転をできる人がいないということですが、同居する親族に自動車を運転ということですが、同居する親族がいても、時間帯によってはタクシーを利用しないと目的のところに行けないという方も出てくるんじゃないかならうかというふうに思います。そういう意味では、もう少し幅を持たせた対象者を決定したらどうかというふうに思います。

それともう一点が、福祉タクシーっていいですか、今まで障害者の方にタクシー券を配布されとったというふうに思いますけれども、今回の場合は年48枚ということになってますけれども、その身体障害者との兼ね合いについてはどうなるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

お答えいたします。

まず、タクシー券の配布対象者につきましては、まだ確定はいたしておりません。先ほど竹下議員さんの御提言等も踏まえまして、再度中身を検討していきたいというふうに思っております。

それと、福祉タクシーとの兼ね合いでございますけれども、福祉タクシーの利用対象者さんはこのタクシー券の利用者とは重複させないというふうに今のところは考えてるところでございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

今回、廃止路線が3路線廃止されるということからという話ですけれども、路線の対象になってる住民が対象になるのか、あるいはそれ以外の例えば中山線の片峰とか栄町とかですね。栄町は対象になるかもしれません。伊福とか三谷とかそういうところの住民の方も対象になるのかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

○企画商工課長（津岡徳康君）

今回提案しておりますタクシー券につきましては、廃止路線代替バスの路線の沿線にお住まいの住民さんに限らず太良町全体を対象として、要件に該当する方に配布するというふう

な形で設計をしておるところでございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

今回初めて導入される事業でありますので、なかなか1年目からはうまくいくとは限りませんので、少し長い目で見ながら柔軟な対応をぜひお願いをしたいというふうに思います。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○8番（川下武則君）

32ページの青少年育成費で講師代が2万3,000円上がってるんですけど、社会教育のほうで昨年は掛布さんが来てくれて、講師をしてもらったんですけど、ことはどういうふうな予定でいるのか。補正で上がってるもんですから、どういうふうな考えでいらっしゃるか。

それと、この前、平古場議員さんの一般質問のときでも言われたんですけど、今、太良高校のほうに野球留学じゃないですけど何名も来てもらってますし、そういう部分でもそういう子供たちがこの青少年育成の中で少しでも優遇してもらえていいですか、そういう部分ができるのかどうか、そこら辺を担当課のほうにお尋ねしたいんですけど。

○社会教育課長（峰下 徹君）

お答えいたします。

32ページの青少年育成の講師謝金の2万3,000円につきましては、リーダー研修会のときに夏の観察ということで、天文台がありますけど、そこの方の説明が大分よかったということで、この3月の末に実施したもんで新年度の予算に間に合わなくて、この方の分の謝金をお願いしているという状況であります。先ほど議員がおっしゃいました青少年育成町民大会の講師謝金とは全然違う話でありまして、前回は掛布さんをお呼びしたわけですけど、令和元年度の講師については今検討中であります。

太良高校の野球部の生徒、下宿されているという方の町の青少年育成での支援ですかね、優遇措置については、県立高校でもありますし振興会とかで協議をされるか、今のところ青少年育成での支援というのは考えておりません。

以上です。

○8番（川下武則君）

その子供たちが太良町に籍を置いているかどうかは別にして、せっかく永尾監督の下で野球をやりたいとって太良町に来てもらってるもんですから、少しでも、要はけがをしたりとか、野球をやってるもんですから、そういうときにも治療を受けるのに幾らかでも町として負担ができるもんか、そこら辺を私は聞いたかったんですね。いろんな分野について、せっかく太良町に来てくれて、実は対外試合とか何とかも結構頻りに町外から、また県外からも来られてるということ、この前、平古場議員さんの一般質問のときもそういうふうな答え

があったものですから、もしその子たちが太良町に来て、対外試合をして、けがをされたりいろいろしたときに、町としても幾らかでもそういう部分を見てもらえるもんかどうかなど、それで今の質問をしていますけど、町民福祉課のほうはどうですか。

○学校教育課長（中川博文君）

お答えいたします。

部活等でけがをした場合には日本スポーツ協会ということで県立高校、市町村の小・中学校はかけておりますので、そちらのほうから十分保障はあるものと考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○2番（竹下泰信君）

23ページの特産地づくり推進費についてお尋ねします。

さが園芸農業者の育成対策事業の補助金が5,300万円ほどありますけれども、それがそっくりそのまま今回さが園芸生産の888億円の推進事業費の補助金ということになってます。これは、説明では後継事業ということでありましたけれども、今回この888億円の推進事業につきましては佐賀県も農業関係では目玉にしてる事業かなというふうに思ってますけれども、この内容が全くそのまま前のさが園芸農業者云々というところから変わっているのか、それとも事業内容を変更されたところがあるのかお尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

基本構造は変わっておりません。しかしながら、県がさが園芸農業生産額888億円という、こういうビッグな計画を20年ぶりぐらいに樹立されまして、その中で中山間地においてそれぞれの中山間チャレンジ事業というものを行った場合については、補助率のかさ上げをするとかというふうな若干の制度の上乗せはございますけど、基本的には一緒の事業だと認識してもらって結構だと思います。

以上です。

○2番（竹下泰信君）

事業の名前が変わったので、事業の名前だけそっくり変わったというような、そういう理解でいいんですかね。

○農林水産課長（川島安人君）

先ほど言いましたように、若干県が888億円運動という取り組みをされましたので、その中で若干のかさ上げ措置というところにはございます。基本的には変わらない事業だというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

県は園芸作物の生産目標を888億円にしようということでこの事業が設定されたわけですが、この888億円の県で生産する目標に対して各市町でどれくらいぐらい生産をしてくれと市町村に配分されてるというか、目標額の配分というのはあるのかどうかお尋ねしたいというふうに思います。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

この888億円運動につきましては、藤津鹿島管内、杵藤ですかね、そこまでの管内で一緒に頑張りましょうという組織を立ち上げておまして、支部としてですね。その中で、現在その管内の園芸農業の生産額がちょうど888億円の半分ぐらいの444億円ぐらいになるようでございます。それに向けて頑張りましょうということで、基本的な施策といたしましては、基本の農業のやり方を積み重ねていくというぐらいに説明があつてございます。例えばミカンとかにつきましても、基本のマルチ張りとか何とかをして、高品質のミカンをつくりましょうと。なぜなら、今管内のミカンにおきましては、ほかの産地よりもちょっと単価が低いと。その単価を上げれば、結構管内の目標である444億円に近づくんじゃないのかなというふうな意見がございまして、管内では444億円のスローガンを立てて頑張っていこうというふうにしているところでございます。

以上でございます。

○2番（竹下泰信君）

管内で444億円というふうなことですけれども、それに伴って太良町はどういう対策をする予定ですかね。

○農林水産課長（川島安人君）

お答えいたします。

先ほど申しましたように、数値目標として義務的なものではございませんで、いろんな施策が県とか普及所のほうからがんすればよかやっかがんすればよかやっかというところが提示されてくると思いますので、それに合わせてうちのほうも農協さん等も協力しながらやっぴかなきゃいけないのかなというふうに考えております。特にそれで別メニューで何かをするというようなところはございません。

以上でございます。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

○5番（江口孝二君）

31ページの学校管理費の中の小学校外構整備工事2,300万円に関連してですけど、その分は現地調査して確認はできたんですけど、現地調査をしたときに町道の拡幅があつておりま

す。今セーフティーコーンで車は通れない状況でもあるし、あれはいつごろ舗装されるのか。また、今、南側から見ますと道路が東側に傾いて、あのままの状況であつたら民家のほうに水がたまると思いますけど、そこら辺はどのように改修されるのかお尋ねします。

○建設課長（田崎一郎君）

お答えいたします。

御指摘の町道改良ですけども、小学校の整備がある程度その方面については済んでおりますので、いち早く舗装改良もやりたいとは思ってるんですけども、何分異動あたりでなかなか設計、発注の体制が整わず、ちょっとおくれておりますけども、通学道路でありますので一日でも早い発注、施工にしたいと考えております。

それと、済みません、水対策でございますけども、水対策も道路の海側に側溝を整備して、道路排水の対策としたいと考えております。

以上です。

○5番（江口孝二君）

実は小学校の運動会があつたときに、今セーフティーコーンを置いておられるところに車が勝手にとまって、マイクで呼び出しがあつたんですよ、動かしてくださいという。だから、今の状況で、砂利がありますけど、交通に支障がなかったらもうそこを使用することはできないのか、今拡幅をされたところですね。そしたら、あそこは店もありますので、離合等もスムーズにいくんじゃないかと思えますけど、そこら辺はどがん思われますか。

○建設課長（田崎一郎君）

お答えいたします。

今現在、碎石の舗装になっておりますけども、路面上まではかさ上げして、離合とか通行には支障がないと思っております。そういう事情もありますから、通行に支障のない限り開放したい。ただ、砂利道でありますので、学校関係の通学生徒には注意喚起を呼びかける必要は出てくるのかなと考えております。

以上です。

○議長（坂口久信君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第36号 平成31年度太良町一般会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。
暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（坂口久信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
その前に、答弁漏れがございますので答弁させます。

○企画商工課長（津岡徳康君）

先ほど所賀議員さんからお尋ねがあった町内のサインの総数でございます。241基でございます。
以上でございます。

日程第8 議案第37号

○議長（坂口久信君）

日程第8．議案第37号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。
質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。
討論の方ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。
議案第37号 平成31年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第38号

○議長（坂口久信君）

日程第9. 議案第38号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂口久信君)

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂口久信君)

討論ないので、採決をいたします。

議案第38号 平成31年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算(第1号)について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(坂口久信君)

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第39号

○議長(坂口久信君)

日程第10. 議案第39号 平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂口久信君)

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(坂口久信君)

討論ないので、採決いたします。

議案第39号 平成31年度太良町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(坂口久信君)

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第40号

○議長(坂口久信君)

日程第11. 議案第40号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

議案第40号 平成31年度太良町水道事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 閉会中の付託事件について

○議長（坂口久信君）

日程第12. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付いたしました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨の申し出がっております。

お諮りいたします。各委員長からの申し出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がございますので、事務局に配付をさせます。

〔資料配付〕

○議長（坂口久信君）

配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

お諮りいたします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定いたしました。

追加日程第1 請願第1号

○議長（坂口久信君）

追加日程第1. 請願第1号 広葉樹植樹に関する請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第2項の規定により、紹介者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、紹介者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。本案につきましては、会議規則第88条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、請願第1号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決いたします。

請願第1号 広葉樹植樹に関する請願について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

追加日程第2 請願第2号

○議長（坂口久信君）

追加日程第2. 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書の採択に関する請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第2項の規定により、紹介者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、紹介者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。本案につきましては、会議規則第88条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、請願第2号については委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

質疑がないので、質疑を終了いたします。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

討論ないので、採決をいたします。

請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書の採択に関する請願について、本案に賛成の方起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よって、請願第2号は採択することに決定されました。

追加日程第3 意見書第1号

○議長（坂口久信君）

追加日程第3. 意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。意見書第1号につきましては、全議員の提出によるもので内容も判明いたしております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。質疑、討論を省略し、採決したいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よつて、質疑、討論を省略し、採決をいたします。

意見書第1号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書（案）の提出について、本案に賛成の方起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（坂口久信君）

起立全員。よつて、意見書（案）は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があつた場合には議長において善処することを御承認願ひます。

お諮りいたします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よつて、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よつて、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思ひます。これに御異議ございせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂口久信君）

異議なしと認めます。よつて、今定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

会議を閉じるに当たりまして、定例会としては最後の議会となりますので、一言御挨拶申し上げます。

今定例会は、6月7日に開会し、本日まで8日間にわたり、一般質問を初め重要案件につきまして大変活発な審議がなされましたことは、私ども任期最後の定例会を飾るにまことに意義深い議会でありました。ここに、全議案を全会一致で可決し、終了いたしましたことに対して、全議員並び町長を初め執行部の皆様に深く感謝を申し上げます。

さて、議員各位におかれましては、次期選挙も間近となりましたが、どうかくれぐれも御自愛、御自助の上、御奮闘なされまして、明るく正しい選挙運動のもとに見事当選の栄をか

ち取られ、再びこの議場で顔を合わせられるように心から念願をいたす次第でございます。

なお、私ごとで恐縮でございますが、まことに至らない私が何とか議長の大役を務めさせていただきましたことは、本当に皆様からの心から成る御指導、御協力のたまものと厚くお礼を申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

結びに当たりまして、執行部の皆様には、今後まちづくりを進める上で、過去4年間の審議の過程において表明された議員各位からの意見や要望等を十分尊重され、今後の施策に反映されることを強く要望いたしたいと思っております。副町長を初め職員の皆様には、町長を補佐し、太良町の特徴を生かした自立的で持続可能な社会を創生できますよう、今後ともその職責を全うされますようお願いしまして、甚だ簡単ではございますけれども、御挨拶いたします。

これをもちまして令和元年第4回太良町議会定例会第2回を閉会をいたします。

午前11時3分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 坂 口 久 信

署名議員 末 次 利 男

署名議員 下 平 力 人

署名議員 待 永 るい子